## 1-6 わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況一覧(平成23年度)

(単位:人)

		î	割 戒 処 分	か 種 類	á			諭旨		(単位:人)
県市名	処分年月日	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	免職	総計	処分事案の相手
北海道	23 4 6	1				1	(1)			自校の卒業生
北海道北海道	23 8 25 23 10 12	1 1				1			1 1	他校の18歳未満 他校の18歳未満
北海道	23 11 22	1				1			1	自校の児童
北海道	23 12 7	1				1	(1)		1 (1)	
北海道北海道	23 12 <b>7</b> 23 12 21	1				1	(1) (1)			自校の教職員 その他
北海道	24 1 25	1				1	(1)		1 (1)	自校の生徒
北海道	24 2 8		1			1	(4)		1 (1)	自校の児童
北海道北海道	24 2 22 24 3 28		1 1			1 1	(1) (1)			自校の生徒 自校の教職員
北海道	24 3 28		1			1	(1)		1 (1)	他校の18歳未満
岩 手 県	23 4 22	_		1		1			1	自校の教職員
岩 手 県 岩 手 県	23 6 14 23 8 22	1				1			1	他校の18歳未満 自校の卒業生
秋田県	24 3 16	1				1	(1)		1 (1)	
秋 田 県	23 9 5	1				1	(1)			自校の生徒
秋 田 県 山 形 県	24 1 23 23 7 25	1				1 1	(2)		1 (2) 1	自校の生徒 自校の生徒
山形県	23 8 24	1				1	(1)		1 (1)	
福島県	23 10 14			1		1			1	自校の生徒
福島県福島県	23 12 16 24 1 20	1 1				1			1 1	他校の18歳未満 自校の生徒
福島県	24 2 10	1				1			1	自校の生徒
茨 城 県	23 5 18	1			(4)	1 (1)	(1)			自校の生徒
茨 城 県 茨 城 県	23 6 29 23 10 26	1	1		(1)	1 (1) 1	(1)			自校の生徒 他校の教職員
茨城県	24 2 21		1 1			1	(1)			他校の教職員 他校の18歳未満
茨 城 県	24 2 29	1	_			1	(1)		1 (1)	自校の生徒
群馬県群馬県	23 6 28 23 10 24	1				1	(1)		1 (1)	その他 自校の生徒
埼 玉 県	23 6 22	1				1	(1)		1 (1)	
埼 玉 県	23 9 21	1				1			1	その他
埼 玉 県 埼 玉 県	23 11 21 24 1 12	1				1	1 (1)			自校の生徒 自校の生徒
埼 玉 県	24 1 12	1 1				1 1	(1)			日校の生徒 他校の18歳未満
埼 玉 県	24 2 21	-				-	1		1	自校の生徒
埼 玉 県	24 3 8 24 3 26	1				1	(1)			自校の生徒
埼 玉 県 埼 玉 県	24 3 26						1 (1)		1 (1)	自校の生徒 自校の児童
埼玉県	23 5 30	1				1	(1)		1	他校の18歳未満
埼玉県	23 10 18	1				1	(1)		1 (1)	他校の18歳未満
- 埼 玉 県 千 葉 県	24 1 12 23 6 8	1				1	(1)			自校の児童 他校の18歳未満
千 葉 県	23 6 8	1	(1)			1 (1)	(1)			自校の生徒
千葉県	23 10 25	1		(1)	(1)	1 (0)	1		1 (0)	自校の教職員
千葉県	23 11 16 23 11 16	1 1		(1)	(1)	1 (2) 1	(1)			自校の児童 自校の生徒
千 葉 県	23 11 17	1				1	1 (1)		1 (1)	自校の教職員
千葉県	24 1 18	1				1	(1)			他校の18歳未満
千 葉 県 千 葉 県	24 2 15 24 2 29	1				1	(1)		1 (1)	自校の生徒 自校の教職員
千 葉 県	24 3 9	1				1	(1)		1 (1)	他校の18歳未満
千 葉 県	24 3 9		1			1	(1)		1 (1)	自校の生徒
手 葉 県 東 京 都	24 3 28 23 6 6		1			1	1 (1)		$\frac{1}{1}$ (1)	自校の教職員 その他
東京都	23 8 1	1	1			1			1	その他
東京都	23 9 8	1				1			1	他校の18歳未満
東京都東京都	23 10 6 24 1 12	$\frac{1}{1}$				1 1			1 1	その他 その他
東京都	24 1 12	1	1			1			1	その他
東京都	24 3 22	1				1			1	他校の18歳未満
東京都東京都	24 3 23 24 3 23	1		1		1	(1)		1 (1)	他校の18歳未満 自校の生徒
東京都東京都	24 3 23 24 3 29	1		1		1 1	(1) (1)			目校の生徒 自校の生徒
東京都	24 3 29	_	1			1	(1)		1 (1)	自校の生徒
神奈川県神奈川県	23 7 28 23 8 3		1	1		1 1	(1)		1 (1) 1 (2)	その他 自校の生徒
神奈川県	23 9 22	1	1			1	(2) (1)		1   (2) $1   (1)$	日仪の生徒 その他
神奈川県	23 9 22	1			(1)	1 (1)			1 (1)	自校の生徒
神奈川県	23 9 22	1	1			1	(1)			他校の18歳未満
神奈川県神奈川県	23 11 4 23 11 30		1			1	(1) (1)			自校の生徒 自校の生徒
神奈川県	23 12 21		1			1	(1)		1 (1)	自校の生徒
神奈川県	24 2 2	1	4			1	(1)			他校の18歳未満
神奈川県神奈川県	24 3 19 24 3 28	1	1			1 1	(1) (1)			他校の18歳未満 自校の生徒
新潟県	23 9 21	1				1			1	自校の生徒
長 野 県	23 6 16	1			_	1	(1)			他校の18歳未満
岐阜県	24 3 30 24 3 30	1	1			1 1	(1) (1)			その他 自校の生徒
静岡県	23 8 10		1			1 1	(1)		1 (1)	<u>目校の生徒</u> 自校の教職員
静岡県	23 8 22	1				1	(1)		1 (1)	自校の生徒
静岡県	23 10 31	1			(1)	1 (1)	(1)			他校の18歳未満
静岡県	23 12 2 23 12 2	1	1		(1)	1 (1)			1 (1)	自校の生徒 自校の生徒
113 Ind 518	4	1			j		1	I		ロレントド

県市名	処分年月日	免 職	惣 戒 処 停 職	分の種	類 戒 告	合計		訓告等	諭旨 免職	総	計	処分事案の相手
愛知県	23 8 16 23 9 30 23 11 8		1 1			1 1		(1) (1) (1)		1 1		その他 その他 その他
愛知県愛知県	23 12 28	1 1				1		(1) (1)		1 1	. (1)	
愛 知 県			1			1		(1)		1	. (1)	自校の生徒
愛知県		1				1		(1) (1)		1	(1)	自校の児童
爱 知 県 三 重 県	23 4 15	1				1 1		(2)		1	(-/	<u>自校の生徒</u> 自校の生徒
三重県	23 8 19 23 11 4	1	1			1 1		(1)		1 1		その他 自校の生徒
三重県	23 12 22 23 4 19		ĺ			<u> </u>		1 (1)				他校の18歳未満 自校の教職員
京 都 府	23 5 26 23 5 26	1		1		1				1		自校の児童
大 阪 府	23 7 19	_		1	1	1		(1)		i	. (1/	自校の教職員
大 阪 府 大 阪 府	23 8 11 23 8 11	1	1			1 1				1 1		他校の18歳未満 自校の生徒
大阪府大阪府	23 9 20 23 10 14	1				1		1		1 1	-	その他 自校の教職員
大阪府 大阪府	23 11 30 23 12 6	1				1		1		1 1		自校の生徒 他校の18歳未満
大阪府大阪府	23 12 6 23 12 6	1				ĺ		(3)		1 1	(3)	
大 阪 府	24 2 24		1			1				1		他校の18歳未満
大阪府	24 2 24 24 3 28			1		1		1 (1)		1		自校の生徒
兵 庫 県	23 5 17 23 10 12	1			1	1 1		(2)		1 1	(2)	自校の教職員 自校の生徒
兵 庫 県 兵 庫 県	23 12 22 24 2 21	1				1		(1) 1		1 1	` '	自校の児童 自校の教職員
兵 庫 県 奈 良 県	24 3 27 23 7 15		1			1		(1)	1	1	(1)	自校の生徒 他校の18歳未満
奈 良 県	23 12 22	1	1			1		(1) (1)	1	1	(1)	その他
奈 良 県和 歌 山 県	24 3 2 24 3 15	1				1		(1)		1	. (1)	その他
<u>鳥</u> 取県 岡山県	23 9 6 23 11 18	1			(1	) 1	(1)	(2)		1 1	(3)	<u>その他</u> 自校の生徒
岡山県	23 11 18 23 11 18	1 1			(1	1 1	(1)	(1) (1)		1 1	1 1	自校の生徒 その他
岡 山 県 香 川 県	24 3 21 24 3 19	1	1	(	1)	1	(1)	(2) (1)		1 1	(3)	自校の生徒
香川県	24 3 19	1	1			1		(1)		1	(1)	自校の生徒
高知県高知県	23 11 8	1				1		(1)		1 1		自校の生徒 自校の教職員
高知県 福岡県	23 11 16 23 9 20	1	1			1		(1)		1	(1)	<u>自校の生徒</u> その他
福岡県	23 11 24 23 11 28	1 1				1 1				1 1		その他 自校の生徒
長 崎 県 大 分 県	24 2 20 23 11 25	1 1			(1	1	(1)	(1) (1)		1 1	(1)	その他 自校の生徒
大分県宮崎県	23 12 28 23 9 22	1			(1	1	(1)	(2)		1	(2)	その他自校の児童
宮崎県	23 11 9 24 3 19	1				1		(1) (1)		1	(1)	自校の生徒 自校の生徒 他校の18歳未満
宮崎県鹿児島県	23 8 31	1	1			1		(1)		1	(1)	その他
鹿児島県鹿児島県	24 2 10 24 3 13	1	1			1 1		(1) (1)		1 1	(1)	
沖縄県沖縄県	23 9 21 23 10 19	1	1			1 1				1 1		他校の18歳未満 その他
沖縄県 さいたま市	24 2 13	1			1	1 1		(1)		1 1		自校の児童 その他
さいたま市		1						1 (1) 1 (1)		1	(1)	自校の教職員
川崎市	23 10 28	1	1			1		1 (1)		1		他校の18歳未満
横浜市	23 5 12 23 6 30		1	1		1				1		自校の生徒 自校の生徒
横浜市	23 7 <b>7</b> 23 8 25	1 1				1 1		(1)		1 1	(1)	他校の18歳未満 自校の児童
横浜市	23 10 17 23 10 17	1				1		(1) (1)		1	(1)	他校の18歳未満 その他
横浜市横浜市	23 11 11 23 12 27	1				1		(1) 1 (1)		1	(1)	
横浜市	24 1 12		1			1		(1)		1	(1)	自校の教職員
横浜市	24 2 28 23 11 21		1			1		(1)		1		自校の児童
静 岡 市 大 阪 市	23 10 28 23 4 15	1	1			1 1				1		<u>自校の教職員</u> 自校の教職員
大阪市大阪市	23 7 15 23 8 26	1		1		1				1		その他 自校の生徒
大阪市大阪市	23 9 16 23 11 24	1		1		1 1		(1)		i 1		他校の18歳未満 自校の生徒
大 阪 市	23 11 24 23 12 19 23 8 31		1	1				(1)			(1)	自校の児童
堺 市 堺 市	24 2 17		1			1		(1)		1	(1)	その他
神戸市神戸市	23 8 19 23 9 22	1 1				1 1		(3) (1)		1 1	(1)	自校の生徒
神戸市	23 11 24 24 1 18		1 1			1 1		·		<u> </u>		他校の18歳未満 他校の18歳未満
広島市	24 3 26 <b>⇒</b> L	101	20 /1	) 0 /	(2) 2 /7	_	(10)	1 (1)	1	1	(1)	
合	計	101	38 (1	9 (	2) 3 (7	151	(10)	18 (113)	1	170	(123)	

(注) ( )は、非違行為を行った所属職員(事務職員等含む。)に対する監督責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。